

三次市地域公共交通計画（第2期） 骨子（案）

第1章 本計画の概要

1.1. 計画策定の趣旨

三次市地域公共交通計画（第2期）は、厳しい社会情勢を前提とした上で、市民の暮らしを支え続けられる持続可能な地域公共交通体系の形成を図るための基本計画（マスタープラン）として、その基本的な方針や事業内容等を定めるものです。

1.2. 計画期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

1.3. 計画対象区域

本計画の対象区域は、三次市域とします。

1.4. 本計画の位置づけ

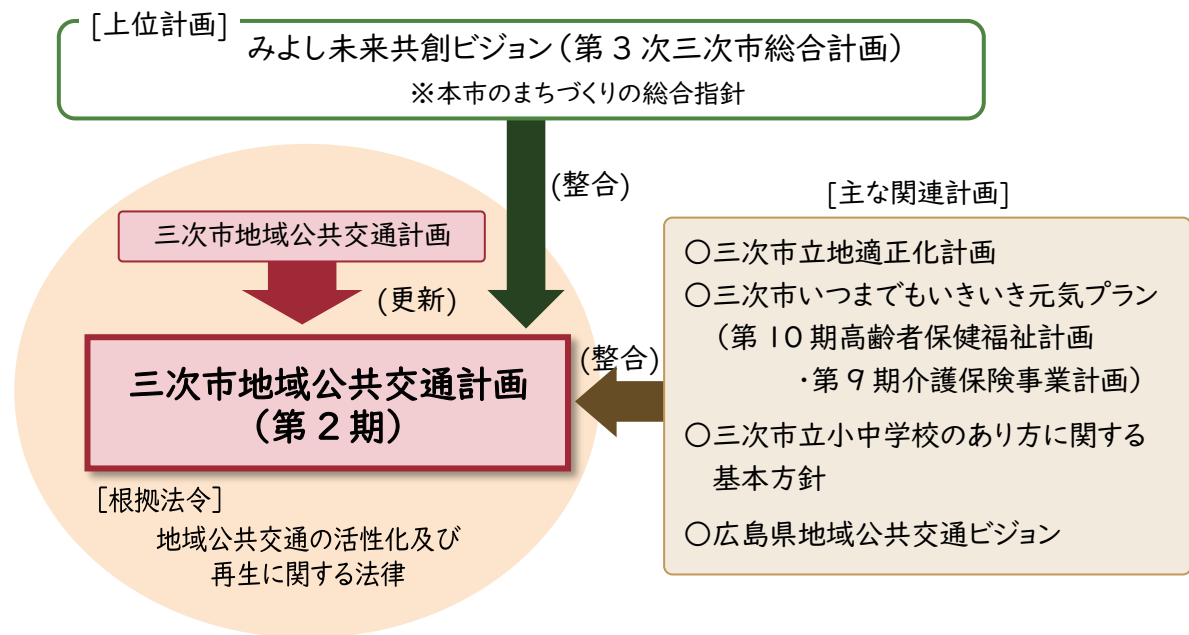


図 本計画の位置付け

第2章 基本方針と目標

2.1. 三次市の地域公共交通の現状

■移動に関連する地域の現状

- 人口減少及び高齢化が急進。また単身世帯(特に高齢者)が年々増加し、かつ、65歳以上の女性の約半数は運転免許を持っていない。
- 外出行動は、「自家用車」を自分で運転して移動する回答者が多く、その主な行先は、三次地域内の居住者はもちろん、旧町村地域からも「三次地域内」を訪れる方が多い。(市民アンケート結果より)
- 数年後の移動手段を「不安」に思う方が8割弱を占めており、また、概ね年齢が上がるにつれて「とても不安」に思う回答者の割合が高くなっている。(市民アンケート結果より)

■地域公共交通の現状

- 地域公共交通で、中心市街地と旧町村地域の核となる「拠点」とのネットワークを形成。そのため、地域公共交通で、旧町村地域の「拠点」周辺と中心市街地とが連絡可能。
- 市内で運行する地域公共交通の利用者数は、長期的・全体的に減少傾向。路線バスでは、収支率が100%を超える系統はなく、収支率20%未満の系統の数が過半数。
- 路線バス事業者では、慢性的な乗務員不足及び高齢化が深刻な問題。
- 地域公共交通に関して概ね2億8,961万円(令和6年度生活交通確保対策事業費)の予算措置を講じており、持続可能なものにするために、地域と協働で、定時定路線のデマンド化など、最適な地域公共交通に向けて継続的に改善している。
- これからの公共交通維持の考え方として、行政の「負担額の拡大もやむを得ない」と考える方が多く、約半数を占める。(市民アンケート結果より)

2.2. 地域公共交通づくりの課題

- 様々なリスクを念頭に、拠点間の連絡を可能とする現行の地域公共交通体系の確保・維持が必要。
 - ・需要側のリスク：人口減少、高齢化、新型コロナウイルスに端を発する影響(地域公共交通離れ、外出控えなど)などによる利用需要の減少。
 - ・供給側のリスク：運行コスト上昇、乗務員等の人手不足の進行などによる事業環境悪化。
- 持続可能な予算規模において、利用実態に応じて、適切かつ柔軟な見直し等を継続的に推進することで、最適な地域公共交通体系づくりが必要。
- 市域で広く高齢化が進行し、また、将来の移動手段を不安視する市民が多い中、定住人口減少を抑制するためにも、既存の移動サービスの認知度を高めて利用に繋げるなど、「不安」を「安心」に変える対策が必要。
- 本市の活力増進に寄与する関係人口拡大を図るため、都市間連絡を担う地域公共交通を、市民、来街者にとって利便性の高いものとする対策が必要。
- 地域公共交通に関わる課題解決に向けて、ICT活用やライドシェアなど、新しい技術や制度などの活用の推進が必要。

2.3. 地域公共交通づくりの基本方針と目標

2.3.1. 基本方針

地域公共交通は、めざすまちの姿の実現を支える重要かつ基本的な社会基盤です。一方で、需要量に直結する人口の減少や、交通事業者の人手不足など、サービス持続のための事業環境が今後一層厳しくなる懸念があります。こうした状況を踏まえて、「めざす姿」の実現に向けた本計画の基本方針を次のとおりに定めます。

基本方針

まちづくり及び移動需要に見合った適切かつ持続可能な
地域公共交通体系を確立する

[めざす姿]

通学、買い物、通院など日常生活に係る移動手段が確保されており、住み慣れた地域で安心して暮らしている。

2.3.2. 地域公共交通づくりの方針

本計画では、「幹・枝・葉」で構成する現行の地域公共交通体系の維持を基本としつつ、柔軟に移動の効率化及び利便性向上を図るため、下記の方針を定めます。

- 現行を基本とする適切な地域公共交通体系を、交通事業者の実施環境や財政的な制約下においても、確保・維持する。
- ただし、人口減少や高齢化、生活施設の立地、移動需要などの実態に応じて、旧三次地域における相乗りタクシー事業や、旧町村地域の生活圏（葉エリア）の市民バス等のサービスを適切かつ柔軟に見直すことで、生活に必要な移動手段を確保する。
- 定住人口維持や関係人口の拡大など、まちの活力増進に重要な役割を担っている広島市街地とのアクセス手段を維持、充実する。
- 地域公共交通に地域住民等が主体的に関与するとともに、交通事業者、市と協働で、守り、育てる。
- 上記事項において、ICT等、新しい技術や制度を積極的に活用するとともに、地域公共交通の利用促進に寄与するソフト施策を推進する。

2.3.3. めざす姿実現のための目標

目標1 地域実態や移動需要に見合う地域公共交通体系を確保・維持する

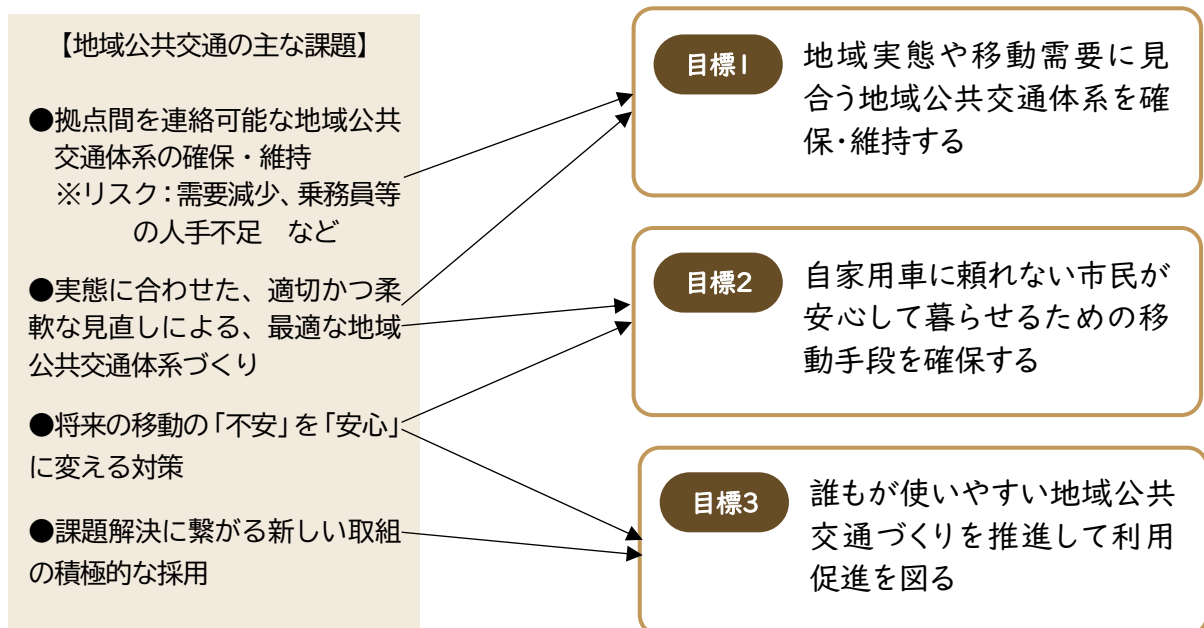
市民が、これからも本市で快適に住み続けるためには、地域内・地域間・市内外などの移動手段を地域公共交通で確保し、これを維持することが不可欠です。そのため、鉄道、高速バス、路線バス、三次市民バス等において利用実態や乗務員不足等の課題等を検証し、必要な対策を講じるなど、地域住民等、交通事業者、市が協働で、地域公共交通体系の確保・維持を図ります。

目標2 自家用車に頼れない市民が安心して暮らせるための移動手段を確保する

人口減少、高齢化の進行や、高齢者の単身世帯の増加等に伴い、暮らしの移動手段に困る市民が今後増える可能性があります。そのため、三次市相乗りタクシー事業の普及や、地域主体での公共ライドシェアの導入支援などにより、自家用車に頼れない高齢者や若年層等の移動手段を確保します。また、運転に不安を感じた高齢ドライバーが、安心して自動車運転免許証を返納できる環境づくりを進めます。

目標3 誰もが使いやすい地域公共交通づくりを推進して利用促進を図る

地域公共交通を持続可能なものとするためには、各サービスの利便性向上を通じて利用者を増やすことや、認知度向上を図り地域公共交通事業に対する市民の理解を深めることが必要です。そのため、例えば、定時定路線のデマンド化といった運行形態などの見直しや、スマートフォン等ICT機器活用を含めた情報発信、市民等が地域公共交通に触れる機会の創出などを推進し、地域公共交通の利用促進を図ります。



第3章 目標達成のための施策

本計画の目標を達成するため、計画期間において次の施策に取り組みます。(なお本編では、各施策の実施主体、スケジュールを記載します。)

施策	概要	主な対応目標
[施策1]路線バスの運行・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスを民間バス事業者が運行。国、県、三次市が支援。 ○持続可能な移動手段となるように路線や便を見直す。 ○利便性向上を図るため、フリー乗降区間の拡大に努める。 	目標1
[施策2] <u>オンデマンドバス「のるーと三次」の運行・改善</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>民間バス事業者、タクシー事業者の協力のもと、三次市がオンデマンドバス「のるーと三次」を運行。</u> 	
[施策3]三次市民バス等の運行・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○三次市民バス等を、原則として、週2日の頻度で運行。 ○不効率な路線やほとんど利用者のいない便などは、デマンド化などの形態見直しを含め、運行内容を改善。 ○利便性向上を図るため、「地域内生活交通検討会(施策7参照)」等において、定期的に運行内容を検証。 	
[施策4]自家用有償旅客運送の運行・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用有償旅客運送(さくぎニコニコ便)をNPO団体が運営。三次市が支援。 ○他の地域で、導入に必要な諸条件が整い、かつ高い住民ニーズがある場合においては、<u>地域主体による公共ライドシェア</u>など、自家用有償旅客運送の導入検討等を三次市が支援。 	目標2
[施策5]三次市相乗りタクシー事業の推進・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停や駅までの移動が困難な高齢者等の移動手段確保のため、三次市相乗りタクシー事業を推進。 ○より活用しやすい制度にするため、内容を見直す。 ○認知度が低いため、必要な市民に対して事業内容の周知を図る。 	
[施策6]乗継・待合環境等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通の乗継・待合環境の改善に向けて、交通機関同士の乗継が円滑にできるダイヤ編成などを推進。 ○<u>駅舎改善や、バス停、駅舎等の美化運動推進など、住民、交通事業者との協働を通じて、地域公共交通の利便性を高め、かつ守る機運を高める。</u> ○<u>地域公共交通のより安全・快適な運行のために道路整備等を推進。</u> 	目標1
[施策7]地域内生活交通検討会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域内生活交通検討会」等において地域事情や暮らしに応じた移動支援について検討し、実践に結びつけることで、地域の暮らし易さの向上を図る。 ○現在設置していない地域は、必要性が高く機運が高まった場合に設置。 	
[施策8]地域公共交通の利用促進策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通利用者数の維持・増加を図るため、情報発信、バス等の乗り方教室、運賃の割引等のソフト施策を進めることにより、地域公共交通を移動手段の選択肢として捉える市民を増やすとともに、利用意識の醸成を図る。 ○<u>特に、都市間移動を担う鉄道等に対して、本市の活力増進に不可欠であることを念頭に、利用促進に向けた取組を、交通事業者、三次市、住民が協働で実施。</u> 	目標3

[施策9]安心して運転免許を返納できる環境づくり	○地域公共交通の利用環境づくりと合わせて、広島県警察等と連携し、三次市高齢者運転免許自主返納支援事業を推進。	目標2
[施策10]乗務員不足への対応	○バス乗務員等の不足は、運行サービスの確保・維持に係る大きな問題であり、交通事業者は積極的に採用活動などの対策を進め、三次市は情報発信等でこれを支援。	目標1
[施策11]新しい技術や制度を活用した移動サービスの研究・推進	○ICTやライドシェア等の新しい技術や制度の活用による移動サービスの実証実験など、各地の事例より本市に適した活用策について調査研究を行うとともに、 <u>取組を推進</u> 。	目標1
[施策12]災害時に対応できる地域公共交通づくり	○甚大かつ頻発化する豪雨災害やパンデミック等の災害に対して強い地域公共交通をつくるため、被災時における運休情報等の情報集約・発信のあり方検討、交通事業者によるBCP策定など、各主体において必要な備えを推進。	

※下線(赤色):内容の追加や変更

第4章 計画推進に向けて

4.1. 評価指標および目標値

	【評価指標:KPI】※検討中
目標1 地域実態や移動需要に見合う地域公共交通体系を確保・維持する	○地域公共交通の利用者数 ○地域公共交通に係る本市の財政負担額 ○市内の路線バスにおける経常収支率 ○地域内生活交通路線数 ○市内の地域公共交通の満足度
目標2 誰もが使いやすい地域公共交通づくりを推進して利用促進を図る	○三次市相乗りタクシー事業の申請者数 ○三次市高齢者運転免許自主返納支援事業の申請者数
目標3 地域公共交通の利用促進を図るなど、事業が維持できる環境を整える	○地域公共交通の利用者数(再掲) ○乗り方教室等、市民参加型の利用促進イベント実施回数 ○鉄道利用促進イベントの参加者数

4.2. 計画推進体制とスケジュール

- 実施体制……本計画の事業は、市民や交通事業者、行政、他関係者が連携して推進しますが、その評価や改善を図るため、「三次市地域公共交通会議」を開催します。
- 評価方法……毎年度、本計画に定める事業の進捗や目的の達成状況について、評価指標等を用いて評価や検証を行います。評価や見直しを図るため、本市と交通事業者が定期的に協議・情報共有を行うとともに、必要に応じて、例えば新たな計画事業の追加など、本計画自体に対しても、見直しを行うものとします。